

世田谷区文化財保存活用地域計画の策定について
(世田谷区文化財保存活用基本方針の見直し)

1 主旨

教育委員会は、文化庁が策定した「歴史文化基本構想」の指針に沿って、平成29年4月に世田谷区文化財保存活用基本方針（以下、「基本方針」という。）を策定し、地域の歴史・文化の保護・継承に関する施策の基本方針を示すとともに、重点取り組み事業の実施により方針の具体化に取り組んできた。

令和8年度末に概ねの設定期間である10年が経過することから、この間の成果や課題を踏まえて方針の見直しを行うとともに、平成30年の文化財保護法改正により制度化された「文化財保存活用地域計画」（以下、「地域計画」という。）として改めて策定することで、より具体的且つ計画的な文化財の保存活用に取り組む。

2 これまでの経過

平成19年10月	国の文化審議会文化財部会が「歴史文化基本構想」を提唱
29年 4月	世田谷区文化財保存活用基本方針策定
30年 6月	文化財保護法改正により「地域計画」制度化

3 基本方針の成果及び課題

(1) 主な成果

- ・世田谷デジタルミュージアムの構築、公開（多様な情報発信・資料のデジタル化）
- ・文化財ボランティアの活動開始と充実（地域の担い手育成）
- ・せたがや歴史文化物語の取り組み実施と周知（文化財群モデル）
- ・出張授業等、郷土学習支援の充実（郷土学習ネットワークの構築）
- ・展示解説や解説パンフレットの多言語化（多言語化の推進）

(2) 主な課題

- ・デジタルミュージアムの更なる魅力向上
- ・次大夫堀公園民家園再整備構想の具体化
- ・調査済み文化財の追跡調査及び未調査分野の調査実施
- ・資料等の収蔵スペース及び適切な保存環境の確保

4 地域計画の概要

(1) 「歴史文化基本構想」とは

- ・平成19年に文化審議会文化財分科会より提唱され、文化庁が策定技術指針をまとめ、区市町村が文化財の保存活用に関する方針を策定する際のモデルとして周知された。
- ・歴史文化基本構想の策定は任意であり、法定制度ではないが、全国で120区市町村が基本構想を策定（都内は世田谷区その他、西東京市、日の出町、八王子市）。

(2) 地域計画とは

- ・「歴史文化基本構想」の考え方を、平成30年の文化財保護法改正に際に法定化し、より具体的な計画として位置づけたもの。
- ・地域計画は、文化庁の認定を受けることで成立する（文化審議会の諮問・答申）。
- ・令和7年度末で全国236市町村が地域計画を策定（都内は八王子市のみ）。

(3) 地域計画策定のメリット

- ・地域計画の認定を受けた区市町村は、①登録文化財の登録を提案できる、②重要文化財に付随する土地の現状変更の許可を行うことができる、等の事務処理の特例を受けられる。
- ・国庫補助事業において優先的採択、補助率加算等の優遇を受けられる。

5 地域計画の主な策定事項（①～⑤は法定事項）

- ① 文化財の保存及び活用に関する基本的な方針
- ② 文化財の保存及び活用を図るために講ずる措置の内容
- ③ 文化財を把握するための調査に関する事項
- ④ 計画期間
- ⑤ その他文部科学省令で定める事項
 - ・文化財の保存・活用の推進体制
- ⑥ 地域の実情を踏まえ、必要に応じて記載することができる事項
 - ・関連文化財群 ・文化財保存活用区域
 - ・地域計画の認定を受けた場合の事務処理特例の適用を希望する事務の内容

6 計画期間

令和11年度～20年度（10年間）

※ 次期教育振興基本計画の始期と整合させる。

7 今後のスケジュール

令和 8年度	次年度に向けた検討、調整等
9年度	検討体制整備、骨子検討
10年度	素案検討、パブリックコメント、案決定
11年 4月	文化庁申請
7月	地域計画認定